

## 社会福祉法人篤仁会役員等報酬規程

### (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人篤仁会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

### (役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、理事長を除き支給しないものとする。

2 理事長の報酬は月額5万円とする。

### (報酬の支給方法)

第3条 報酬は現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

### (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け以下の法人業務を行う場合、次の各号により費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

一 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償（福島駅起点）

福島市内 5,000円

伊達市内 5,000円

郡山市内 8,000円

東京都区内 20,000円

二 監事が監査を実施した場合の費用弁償（愛日荘園起点）

福島市内 5,000円

郡山市内 8,500円

三 当施設に出勤し、法人及び施設業務に従事した場合の費用弁償（愛日荘園起点）

福島市内 5,000円

伊達市内 5,000円

郡山市内 8,000円

東京都区内 28,000円

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

### (改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、定款第22条の変更について、福島市長の認可のあった日（平成29年10月27日）から施行する。